

◎新潟県告示第1251号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和4年12月7日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大月六日町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市東泉田字前島585番3から 同市六日町字屋敷2066番まで	新	6.0～17.1メートル	2,129.4メートル
南魚沼市東泉田字前島585番3から 同市六日町字屋敷1799番10まで	旧	9.0～40.5メートル	1,934.8メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重用

一部区間一般国道291号と重用